

## 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、区民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、豊島区（以下「区」という。）、歯科医師等の責務及び保健医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、区民等の役割を明らかにするとともに、区の施策の基本的な事項を定めることにより、区民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、次の事項を基本理念として行なうものとする。

- (1) 区民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組む自主的な努力を促進すること。
- (2) 区内すべての地域において生涯を通じて最適な健康教育、歯科健診、予防対策、口腔ケア等の歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を推進すること。

### (区の責務)

第3条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

### (歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、区が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯と口腔の保健医療福祉サービスに協力するものとする。

### (保健、医療、福祉関係者及び教育関係者の役割)

第5条 保健、医療、福祉及び教育に係る業務に携わる者（以下「保健医療関係者等」という。）であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者と連携し、協力するよう努めるものと

する。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、区内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び歯と口腔の保健指導の機会を確保し、その他の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 健康保険の保険者は、基本理念にのっとり、区内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会を確保し、その他の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第7条 区民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画の策定)

第8条 区長は、生涯にわたる区民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく区健康増進計画その他健康づくりに関する計画と整合するものでなくてはならない。

3 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、区が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

4 区長は、推進計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ関係者の意見を聴くとともに、広く区民の意見を求めるものとする。

5 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(基本的施策の推進)

第9条 区長は、区民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期におけるむし歯予防、食育等の対策を推進すること。

- (2) 学齢期におけるむし歯、歯周疾患の予防及び口腔清掃や食育支援等の口腔衛生に係る教育を教育委員会と協働して推進すること。
  - (3) 成人期における歯周疾患及び歯の喪失の予防対策等を推進すること。
  - (4) 妊産婦に対するむし歯及び歯周疾患の予防対策等を推進すること。
  - (5) 高齢期における口腔機能の維持及び向上等を推進すること。
  - (6) 障害者及び介護を必要とする者に対する適切な歯と口腔の健康づくりを推進すること。
  - (7) 在宅医療やがん治療などにおいて医科歯科薬科の連携による口腔ケアの推進等の多職種連携による歯と口腔の健康づくりを推進すること。
  - (8) 地域歯科保健医療の拠点となる歯科診療施設において豊島区口腔保健センター事業を実施すること。
  - (9) かかりつけ歯科医を持つことなど歯と口腔の健康づくりを推進するための区民に対する普及啓発に関すること。
  - (10) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び研究調査に関すること。
  - (11) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び研修等資質の向上に関すること。
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。
- 2 区は前項の基本的施策を実施するに当たっては、歯科医師等及び保健医療関係者等との連携体制の構築に配慮するものとする。

(財政上の措置)

第10条 区は、区民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。